



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年10月1日金曜日 第246号

### ◇ 目 次 ◇

特定猟具使用禁止区域の指定.....（自然保護課）...1203  
 地籍調査の成果の認証.....（農政課）...1204  
 肥料の登録.....（農産園芸課）...1205  
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）...1205  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....（会計課）...1205  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）...1205  
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....（中予地方局農村整備第一課）...1207  
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）...1207  
 道路の区域変更（県道長浜中村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1208

### 公 告

技能検定の合格者.....（労政雇用課）...1208

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1160号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和3年10月1日

愛媛県知事 中村時広

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
治良丸 特定猟 具使用 禁止区 域	新居浜市萩生の国道11号の黒岩橋西端を起点とし、ここから東川左岸を上流に進み、治良丸ダムえん堤西端で林道小味地線との交点に至り、ここから同林道を北に進み、市道萩生出口本線に出る。ここから同市道をほぼ北に進み、市道萩生出口支線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道旦の上出口線との交点に至り、ここから同市道を西ないし北西に進み、市道萩生栗林線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	令和3年 11月1日 から令和 13年10月 31日まで	銃 器
垣生特 定猟具 使用禁 止区域	新居浜市垣生四丁目の法泉寺前の市道弁財天ソノ坪線と市道沢津垣生線との交点を起点とし、ここから同市道を北ないし北西に進み、市道町南通り線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道浮島町線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道浮島川口線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、垣生漁港の海岸線に出る車道との交点に至り、ここから同車道を北西に進み、その海岸線に出て、	同 上	同 上

見近島 特定猟 具使用 禁止区 域	その海岸線を東に回り、平成橋西端で市道長岩高崎線との交点に至り、ここから同市道を南ないし南西に進み、市道弁財天ソノ坪線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上
岩谷特 定猟具 使用禁 止区域	今治市菊間町種の国道196号の種橋西端を起点とし、ここから同国道を南西に進み、高田川に出て、同川右岸を下流に進み、海岸線に出て、その海岸線を東に回り、皆曲岬を経て、更にその海岸線を南東ないし北東に進み、種川河口に至り、ここから同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上
砂塚特 定猟具 使用禁 止区域	今治市大三島町野々江の県道大三島環状線と市道六の坂線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南東ないし南に進み、市道南岡山線との交点に至り、ここから同市道を北西ないし西に進み、市道野々江大川線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上
保江池 特定猟 具使用 禁止区 域	今治市菊間町種4373、同市菊間町種4370及び同市菊間町種4368 - 1の区域一円	同 上	同 上
今治谷	松山市福見川町の県道河中平井停車場線	同 上	同 上

<p>特定猟具使用禁止区域</p>	<p>と同市指定天然記念物アカガシに通じる登山道との交点を起点とし、ここから稜線を南東ないし南に進み、同市と東温市との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西に進み、四国電力送電線（北松山線）下に至る。ここから同線下をほぼ北西に約350メートル進み、同県道に通じる稜線に至り、ここから同稜線をほぼ北に進み、同県道に出て、同県道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>				<p>ほぼ西に進み、県道松山川内線との交点に至り、ここから同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			
<p>勝岡・太山寺特定猟具使用禁止区域</p>	<p>松山市高浜町の石風呂特定猟具使用禁止区域（銃）界と県道松山港内宮線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、高浜特定猟具使用禁止区域（銃）界に至り、ここから同区界をほぼ北東ないし西に進み、同県道に出て、同県道を北ないし南東に進み、運転免許センター前を経て、更に同県道をほぼ南東に進み、市道気229号線に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、市道気95号線に至り、ここから同市道を南に進み、市道気96号線に至り、ここから同市道を南に進み、国見峠特定猟具使用禁止区域（銃）界に至る。ここから同区域界をほぼ南西に進み、石風呂特定猟具使用禁止区域（銃）界に至る。ここから同区域界をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>		<p>美川スキー場特定猟具使用禁止区域 上浮穴郡久万高原町日野浦の御山三角点（1,160.9メートル）を起点とし、ここから稜線を東に約800メートル進み、林道大谷線に出る。ここから同林道を南西に進み、県道柳谷美川線に出て、同県道を南東ないし北東に進み、広域基幹林道西谷日野浦線との交点に至る。ここから同林道を南西に進み、三国橋北端で大谷川に出る。ここから同川左岸を上流に約1,800メートル進み、小溪谷に至る。ここから山林内を権現山に向かって進み、同山山頂を経て旧美川村と旧柳谷村との境界に至る。ここから同境界を西ないし北西に進み、同県道を横断し、更に同境界を北西に約100メートル進み、山頂に至る。ここから通称美川嶺に通じる稜線を北に進み、通称美川嶺を経て、更に同稜線を北ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	
<p>重信川中流域特定猟具使用禁止区域</p>	<p>東温市上村の市道牛淵上村線と県道伊予川内線との交点を起点とし、ここから同県道を西ないし北西に進み、県道松山東部環状線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、久谷大橋を経て、更に同県道を北に進み、四国縦貫自動車道下に至る。ここから同自動車道下をほぼ東に進み、同市道との交点に至る。ここから同市道を南に進み、上村大橋を経て、更に同市道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>		<p>赤滝・オツボ池特定猟具使用禁止区域 西予市宇和町稲生1130番地及び672番地の区域一円</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	
<p>前松瀬川特定猟具使用禁止区域</p>	<p>東温市市場の県道松山川内線の川内橋南端を起点とし、ここから渋谷川左岸を上流に進み、市道西組鳥ノ子線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、市道原線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、林道松瀬川小渋線との交点に至り、ここから同林道をほぼ北東に進み、小溪谷に至り、ここから同谷を北東に進み、四国電力送電線（重信線）下に至る。ここから同送電線下をほぼ南東に進み、仏生川に出て、同川右岸を下流に進み、本谷川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、三軒家橋北端で県道湯谷口川内線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、国道11号に出る。ここから同国道を</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>		<p>北田池特定猟具使用禁止区域 西予市宇和町稲生658番地の区域一円</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	
					<p>鬼北総合公園特定猟具使用禁止区域 北宇和郡鬼北町芝の町道永野市豊岡線と町道工場前線との交点を起点とし、ここから同町道を北東ないし南東に進み、町道工場前支線との交点に至り、ここから同町道を東に進み、同町と同郡松野町との境界に至る山道との交点に至り、ここから同山道を南ないし南東に進み、同境界に至る。ここから同境界を西ないし南西に進み、町道永野市豊岡線に出て、同町道をほぼ北西ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	

○愛媛県告示第1161号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年10月1日

愛媛県知事 中村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
八幡浜市	白浜地区の一部	平成30年度から 令和2年度まで	八幡浜市（白浜地区の一部）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和3年10月1日

○愛媛県告示第1162号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

令和3年10月1日

愛媛県知事 中村 時 広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和3年9月24日	愛媛県第1300号	魚かす粉末	南海魚粕粉末850	窒素全量 8.0 りん酸全量 5.0	該当無し	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津2丁目20番38号

○愛媛県告示第1164号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和3年10月1日

愛媛県知事 中村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第99号	松山市南江戸2丁目11番地26号	松岡良幸	松山市南江戸2丁目11番地26号	令和3年9月5日

○愛媛県告示第1165号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年10月1日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区  
新居浜市菊本町一丁目10番1号

3 特定施設に関する事項

(1) T - 768

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号 □ 分離施設
特定施設の能力	処理液量1日当たり18.5トン処理

○愛媛県告示第1163号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月1日

愛媛県知事 中村 時 広

- 作業種類 公共測量（用地測量）
- 作業期間 令和3年9月7日から  
令和4年3月18日まで
- 作業地域 西条市小松町地内

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手3か月後		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	9.5～10.5
		最大	9.5～11.5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	370
		最大	480
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	20未満
		最大	20未満

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 800 最大 1,040
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5.3 最大 6.4

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液し、西総合排水口から排出する。

(2) R-401

特定施設の種別		政令別表第1第37号 口 分離施設
特定施設の能力		処理容量1日当たり12トン処理
設置年月日		平成16年4月1日
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~11 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 39,000 最大 50,700
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20未満 最大 20未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,300
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4.3 最大 5.2

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)に送液し、西総合排水口から排出する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 総合排水処理施設

設置年月日	昭和53年8月31日
処理施設の種別	沈降分離処理
処理施設の型式	沈降分離処理
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製

処理施設の主要寸法		集水槽：縦 10メートル 横 10メートル 高さ 5メートル 沈降槽：縦 200メートル 横 10メートル 高さ 2.5メートル	
処理施設の能力		1日当たり40,000立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		沈降分離処理	
処理施設の使用時間間隔		連続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12.8 最大 20.0	通常 12.8 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 50.0	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.1 最大 35.0	通常 4.1 最大 35.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.03 最大 15.00	通常 1.03 最大 15.00
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 21,464 最大 28,547	通常 21,464 最大 28,547

備考 汚水等は、No.1 排水口より排水する。

(2) No.3 総合排水処理施設

設置年月日	昭和49年6月1日
処理施設の種別	沈降分離処理、中和処理
処理施設の型式	沈降分離処理、中和処理
処理施設の構造	土堰堤型式
処理施設の主要寸法	中和槽：縦 48メートル 横 60メートル 深さ 2.2メートル 沈降槽：縦 95メートル 横 60メートル 深さ 2メートル
処理施設の能力	1日当たり50,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	沈降・中和処理
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14.0 最大 20.0	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.2 最大 35.0	通常 2.2 最大 35.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.01 最大 15.00	通常 1.01 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 37,392 最大 40,988	通常 37,392 最大 40,988

備考 汚水等は、No.3排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12.8 最大 20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.1 最大 35.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 21,464 最大 28,547	

(2) No.3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.2 最大 35.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 37,392 最大 40,988	

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第1166号

松山市福角町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年10月1日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市福角町土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 松山市福角町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和3年10月4日から令和3年11月1日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第1167号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年10月1日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建(開)第26号 令和3年9月17日	東温市北方字田中甲3135番1、甲3136番、甲3138番1、甲3138番2、甲3138番3、甲3140番1、甲3140番4、甲3138番1南側地先農道・水路の一部、甲3140番1南側地先農道	徳島県徳島市川内町平石流通団地30番地 株式会社北光社

○愛媛県告示第1168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市八多喜町甲2987番2から 同町甲2534番まで	旧	メートル 2.0~15.8 7.0~31.0	キロメートル 0.451 0.757	
			新	7.0~31.0	0.757	

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和3年6月23日から9月11日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和3年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 10
A 甲 12	B 1	B 3			

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	B 1

金属熱処理（一般熱処理作業）

2 級

受 検 番 号
C 1

3 級

受 検 番 号	
B	1

金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）

2 級

受 検 番 号	
C	1

機械加工（普通旋盤作業）

1 級

受 検 番 号	
C	1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 B 1	A 甲 3 C 1	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 12

機械加工（数値制御旋盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 11

機械加工（フライス盤作業）

2 級

受 検 番 号	
C	1

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1 級

受 検 番 号	
C	1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	C 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 9	A 甲 11

金属プレス加工（金属プレス作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

鉄工（製缶作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 2

鉄工（構造物鉄工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1

建築板金（内外装板金作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 2

建築板金（ダクト板金作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

めっき（溶融亜鉛めっき作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 10 C 1	A 甲 2 A 甲 13 C 2	A 甲 4 A 甲 16	A 甲 5 A 甲 19	A 甲 7 A 甲 22	A 甲 8 B 3

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1	C 2

仕上げ（治工具仕上げ作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 2

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 13 B 4	A 甲 2 A 甲 14 B 6	A 甲 4 A 甲 15 B 7	A 甲 5 A 甲 16	A 甲 11 B 2	A 甲 12 B 3

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1級

受 検 番 号
C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 12	A 甲 3 A 甲 13	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 9	A 甲 11

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	B 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 C 2	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 6	C 1

産業車両整備（産業車両整備作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 4

建設機械整備（建設機械整備作業）

1級

受検番号
A甲 2

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2 A甲 10 A甲 24 C 4	A甲 3 A甲 11 A甲 26 C 5	A甲 4 A甲 12 A甲 27	A甲 7 A甲 15 B 1	A甲 8 A甲 20 C 1	A甲 9 A甲 22 C 2

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 C 6	C 1 C 7	C 2	C 3	C 4	C 5

家具製作（家具手加工作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	C 1

建具製作（木製建具手加工作業）

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

プラスチック成形（射出成形作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4

陶磁器製造（絵付け作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

石材施工（石張り作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

2 級

受 検 番 号
C 1

酒造（清酒製造作業）

1 級

受 検 番 号
B 1

とび（とび作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10
A 甲 11	A 甲 12	A 甲 14	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 20
A 甲 22	B 1	B 2	C 1		

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

左官（左官作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7					

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 12	A 甲 13	C 1	

タイル張り（タイル張り作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	B 1	C 1

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	C 1
C 2	C 3	C 4	C 5	C 6	

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

防水施工（シーリング防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	B 1	C 1

防水施工（改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1	C 2	C 3

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	B 1

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	B 1

内装仕上げ施工（化粧フィルム工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 2

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	B 1	C 1

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1

表装（表具作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3

表装（壁装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

2 級

受 検 番 号
A 甲 3

塗装（建築塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 7 A 甲 43	A 甲 9 A 甲 44	A 甲 18 A 甲 45	A 甲 32 B 2	A 甲 33	A 甲 39

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 8	A 甲 11	C 4	C 5

塗装（金属塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6